

平成27年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

知的財産法

別紙は、大日本印刷株式会社（以下、単に「甲社」という）が、日本国特許庁から付与された特許（以下、「本件特許」という）に関する特許公報（以下、「本件特許公報」という）の写しです。この特許公報を読んで、次の間に答えなさい。

（問題1）（10点）

本件特許公報の【特許請求の範囲】のうち【請求項1】に記載された発明（以下、「本件発明」という）を実施する製品を甲社が販売するとしたら、どのような企業が、どのような目的で、この製品を利用すると思いますか？理由を付して、答えなさい。

（問題2）（10点）

乙社は、日本国内で、個人情報情報を印字した面をシールで隠すことのできるハガキ（以下、「乙社ハガキ」という）を製造して、販売しています。乙社ハガキの構成は、本件発明の構成と、ほとんど同じです。甲社が、乙社ハガキを市場から駆逐したいと考えたものとなります。この目的を達成するために、甲社は、本件発明に対して有する特許権（以下、「本件特許権」という）を用いて、どんなことができそうですか？日本国特許法の条文を示しつつ、答えなさい。

（問題3）（10点）

甲社が、乙社ハガキを市場から駆逐するために、乙社に対して、乙社による本件特許権の侵害を理由として、訴訟を提起するものとなります。あなたが甲社の訴訟代理人だとしたら、訴状の「請求の趣旨」は、どのように記載しますか？

（問題4）（10点）

上記の訴状の「請求の原因」は、どのように記載しますか？

（問題5）（10点）

乙社ハガキにおいて、個人情報情報を印字したハガキと、それを隠すシールを接着するためには、「高温で加圧する」ことが必要だったとします。あなたが乙社の訴訟代理人だとしたら、甲社に対して、どのように反論しますか？

(問題6) (10点)

問題5に対する回答で示された反論は、「否認」ですか、それとも、「抗弁」ですか？もし、それが「否認」だとしたら、原告である甲社の「請求の原因」のうち、どれに対する「否認」ですか？

(問題7) (10点)

おそくとも平成23年11月10日より前には、丙社が、アメリカ合衆国内で、個人情報
を印字した面をシールで隠すことのできるハガキ(以下、「丙社ハガキ」という)を製造し
て、販売していました。丙社ハガキの構成は、本件発明の構成と、ほとんど同じでした。
もともと、丙社ハガキの「開封用ミシン目」は、『二列』に並んだ間欠した複数の切目の
集合体」からなっていました。この事実を利用して、甲社からの攻撃に対して、乙社の立
場を守るために使えそうな手段を、二つ、日本国特許法の条文を示しつつ、答えなさい。

(問題8) (10点)

甲社から提起された訴訟において、乙社が、問題7に示された事実を用いて反論するも
のとします。この反論は、「否認」ですか、それとも、「抗弁」ですか？理由を示して、答
えなさい。

(問題9) (10点)

本件特許公報に示された【発明の詳細な説明】の部分は、著作物ですか？日本国著作権
法の条文を示しつつ、答えなさい。

(問題10) (10点)

仮に、本件特許公報に示された【発明の詳細な説明】の部分が、著作物であったとしま
す。その著作権は、現在、誰に帰属していると、あなたは想像しますか？また、そのよう
に想像する理由も、説明してください。

以上

別紙として特許公報(【公開番号】特開2012-51378)が付されている。